



ほか、海上自衛隊オフィシャルサイトにも掲載しています。

- (2) 入札参加者は、入札日前日（入札日の前日が日曜日、国民の祝日及び休日の場合は、その前の平日とする。）までに参加申込用紙に記入の上、資格審査結果通知書の写しとともに提出した後、仕様書等を受領して下さい。ただし、4項に示す説明等がある場合はこれによります。
- (3) 落札者は「生産性向上推進制度に関する特約条項」の適用を申し出ることができます。
- (4) 送達により入札を行う場合は、入札書を調達要求番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める信書便のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより、1(1)に示す受領期限までに送付するものとします。
- (5) 納入先又は履行先によっては、基地の入門に際し、事前の手続きが必要となる場合があります。また、米軍と同一の基地については手続きが異なる場合がありますので、契約一般条項の規定に基づき、あらかじめご確認下さい。なお、詳細は要求元担当者までお問い合わせ下さい。
- (6) 予算決算及び会計令第85条の規定に基づく基準により、契約担当官等が予め定めた調査基準価格を下回った価格で入札を行った入札参加者は、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った入札参加者であっても落札者としません。

調査基準価格を下回った入札が行われた場合、入札執行者は、入札参加者に対して「落札者の決定の保留」を宣言し、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定により、落札者を後日決定するものとします。

なお、調査基準価格を下回った入札を行った入札参加者は、低入札価格調査を受け、調査内容(※)を証明する資料（以下、「積算資料等」という。）を提出しなければならず、提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めることがあります。また、積算資料等の提出及び説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある」ものとして落札者としません。

※調査内容

(ア)当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性 (イ)当該契約の履行体制 (ウ)当該契約期間中における他の契約請負状況 (エ)機械設備その他固定資産の状況 (オ)防衛省に対する過去の契約の履行状況 (カ)経営状況 (キ)信用状況 (ク)その他必要な事項

- (7) この入札に関する詳細については、海上自衛隊補給本部経理部契約課契約係までお問い合わせ下さい。

TEL : 03-3908-5121 (内線) 5623 5629 5632

FAX : 03-5924-7603

なお、この入札における仕様(内訳)書の内容については、要求元担当者までお問い合わせ下さい。

TEL : 03-3908-5121 (内線) 5761